

松伏町告示第133号

令和5年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

内閣府の発表によりますと、我が国の経済情勢は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているため、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとのことです。

また、政府としては、コストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取組を加速させ、変革を力強く進める供給力の強化策と不安定な足元を固め物価高を乗り越える生活実感の改善策により、投資と消費の力強い循環につなげるべく「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」を早期に実行するとのことです。

このような社会情勢の下、今年度の町の財政状況については、昨年同時期と比較しますと、町の歳入の約3割を占める町税は増収しましたが、歳入全体としては前年度を下回るものとなっています。また、歳出についても、非常用電源整備工事や防災倉庫整備工事に係る災害対策費の減少等により、前年度を下回るものとなっています。

令和6年度においては、社会情勢の影響から、町税の大幅な増収は見込めないなか、人件費や扶助費等の義務的経費が例年増加傾向にあり、さらに電力・ガスの価格高騰による光熱水費等の増額や経年劣化による公共施設の修繕費の増額により、特に厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

今後におきましても、社会情勢の動向に注視するとともに、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき各種施策に取り組むとともに、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。